

# 横須賀市報

号外第24号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

条 例	
◇(仮称)南こども園設計事業者選考委員会条例……………	1
◇手数料条例中一部改正……………	2
◇老人福祉センター条例中一部改正……………	〃
◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例……………	〃
◇地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例……………	3
◇適正な土地利用の調整に関する条例中一部改正……………	5
◇開発許可等の基準及び手続きに関する条例中一部改正……………	〃

## 規 則

◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則中一部改正……………	〃
◇指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則中一部改正……………	〃
◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正……………	〃

## 告 示

◇令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第7号)ほか2件について……………	6
--------------------------------------	---

## 本号で公布された条例のあらまし

- (仮称)南こども園設計事業者選考委員会条例(条例第55号)
  - 1 (仮称)南こども園の設計を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する(仮称)南こども園設計事業者選考委員会について必要な事項を定める。
  - 2 施行期日 令和3年10月1日
- 手数料条例の一部を改正する条例(条例第56号)
  - 1 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例の規定による経過措置の期間の満了に伴い、魚介類行商許可申請手数料等を廃止する。
  - 2 魚介類行商等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定に伴い、魚介類加工業許可証再交付手数料の規定を改める。
  - 3 施行期日 令和3年12月1日
- 老人福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第57号)
  - 1 船越老人福祉センターを廃止する。
  - 2 施行期日 令和3年11月1日
- 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(条例第58号)
  - 1 乳児院、保育所及び児童養護施設の設備及び職員並びにその他の児童福祉施設の設備について、独自の基準を設ける。
  - 2 1に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令の基準のとおりとする。
  - 3 施行期日 令和3年10月1日
- 地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例(条例第59号)
  - 1 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進に係る基本理念を定め、地球温暖化対策についての基本となる事項を定める。
  - 2 施行期日 令和3年10月1日
- 適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第60号)
  - 1 承認された土地利用行為の遵守の規定を設ける。
  - 2 施行期日 令和4年4月1日
- 開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例(条例第61号)
  - 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴う土砂災害特別警戒区域の指定を踏まえ、開発行為の規定を改める。
  - 2 施行期日 令和4年4月1日

## 条 例

(仮称)南こども園設計事業者選考委員会条例をここに公布する。  
令和3年9月21日

横須賀市長 上地 克明

### 横須賀市条例第55号

(仮称)南こども園設計事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 (仮称)南こども園の設計を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関とし

て、(仮称)南こども園設計事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者  
 (2) 専門的知識を有する者  
 (3) 市職員  
 (委員長)  
 第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。  
 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。  
 (会議)  
 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。  
 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。  
 (委員以外の者の出席)  
 第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。  
 (守秘義務)  
 第7条 委員(委員の職を退いた者も含む。)及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。  
 (その他の事項)  
 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。  
 (この条例の失効)  
 2 この条例は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。  
 ~~~~~  
 手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第56号

手数料条例の一部を改正する条例

第1条 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第4第20項第5号中「魚介類行商等に関する条例施行規則」を「魚介類行商等に関する条例施行規則を廃止する規則(令和3年神奈川県規則第49号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例施行規則」に改める。

別表第4第20項第8号中「魚介類行商等に関する条例施行規則」を「魚介類行商等に関する条例施行規則を廃止する規則附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例施行規則」に、「第1号」を「第6号」に改める。

第2条 手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4第20項第1号から第5号までを削り、同項第6号中「旧条例」を「第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号。次号において「旧条例」という。)」に改め、同号を同項第1号とし、同項第7号を同項第2号とし、同項第8号中「魚介類行商等に関する条例施行規則を廃止する規則」の次に「(令和3年神奈川県規則第49号)」を、「魚介類行商等に関する条例施行規則」の次に「(昭和41年神奈川県規則第78号)」を加え、「第6号」を「第1号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第57号

老人福祉センター条例の一部を改正する条例

老人福祉センター条例(昭和44年横須賀市条例第10号)の一

部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市船越町8丁目2番5号の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第58号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準の目的)

第2条 この条例で定める基準は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、人権に配慮され、かつ、明るく、衛生的な環境の下において、適切な教育を受け、豊かな専門性を備えた職員の援助により、その最善の利益が図られるとともに、心身ともに健やかにして、生きる力や育つ力が育まれるような支援を保障するものとする。  
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第45条第1項前段に規定する条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)で定める基準(省令第21条第7項及び第32条の2に規定する基準を除く。)のとおりとする。

2 この条例に規定する児童福祉施設に配置する職員の基準については、省令附則第94条から第97条まで及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項に規定する特例は、適用しない。

(児童福祉施設の設備の基準)

第4条 児童福祉施設には、必要に応じ、駐車場を設けるよう努めるものとする。

(乳児院の設備の基準)

第5条 乳児院には、必要に応じ、調乳室及び屋外遊戯場を設けるよう努めるものとする。

(乳児院の職員)

第6条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)における看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.3人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね3人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)とする。

(保育所の設備の基準)

第7条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室(ほふく室を兼ねるものを含む。次項において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けるものとする。また、必要に応じ、調乳室及び浴室を設けるよう努めるものとする。

2 乳児室は、その面積が乳児又は前項の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるものとする。

3 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、必要に応じ、浴室を設けるよう努めるものとする。

4 保育所には、必要に応じ、相談室を設けるよう努めるものとする。

(保育所の職員)

第8条 保育所における保育士の数は、1人に、乳児おおむね2.57人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね4.5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね5.2人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね18人につき1人以上、満4歳以上の幼児

おおむね27人につき1人以上を加えた数とする。  
 2 市長が別に定める障害児の受入れを行う保育所においては、前項に定める保育士の数のほか、当該障害児である乳幼児おおむね4.5人につき1人以上の保育士を置くこととする。

(児童養護施設の設備の基準)

第9条 児童養護施設は、必要に応じ、児童の居室の1室の定員を1人とするよう努めることとする。

2 児童養護施設は、必要に応じ、少数の居室並びに当該居室に近接して設けられる居間、食堂等の入所している児童が相互に交流できる場所及び台所、浴室、便所その他の必要な設備を一体として構成した上で、児童に対する支援が行われるよう努めるものとする。

3 児童養護施設には、必要に応じ、屋外遊戯場を設けるよう努めるものとする。

(児童養護施設の職員)

第10条 児童養護施設における児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.3人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね3人につき1人以上、少年おおむね4人につき1人以上とする。

2 児童養護施設における看護師の数は、乳児おおむね1.3人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(その他の事項)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例をここに公布する。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第59号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針(第9条)

第3章 地球温暖化対策に関する施策等(第10条—第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、市民にとっての大きな魅力となっています。

しかし、近年、世界各地において生じている地球温暖化に起因するとみられる猛暑や短時間豪雨、農作物の不作、生態系の変化など、人々だけでなく地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響は、本市においても重大な脅威となっています。

このような危機的状況の中、国際条約であるパリ協定の発効により、世界は脱炭素社会の実現に向けて動き出しました。脱炭素社会への移行は、世界が一丸となって取り組むべき課題であり、世界の一員として横須賀に生きる私たちの使命でもあります。

これまで本市では、計画を策定し、低炭素社会の構築や気候変動への適応を推進してきたほか、令和3年1月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。

横須賀が誇るべき豊かな環境を未来へ継承し持続させていくためには、低炭素社会から脱炭素社会へ、これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体が危機感を共有し、社会全体が二酸化炭素排出量実質ゼロとなる生活様式及び事業活動へと生まれ変わるとともに、長期に渡って地球環境に影響を及ぼすと考えられている気候変動に柔軟に適応していくことが求められます。

ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興

が共存した脱炭素社会への移行に向けた施策を実効性のあるものとし、市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、併せて地球温暖化対策に不退転の覚悟で取り組むため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策(以下「地球温暖化対策」という。)の推進について、行動の原則を基本理念として定め、市民、事業者及び市民団体(市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。)並びに市の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるとする認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気の組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施策又は取組みをいう。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 市民、事業者及び市民団体並びに市が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱

炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された市民団体は、その活動を通じて、地球温暖化対策に関する市民及び事業者の理解が深まり、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働が促進される取組みを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への市民、事業者及び市民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

2 市は、市民、事業者及び市民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組みに努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第9条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

第3章 地球温暖化対策に関する施策等

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
- (3) 気候変動適応策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び市民団体の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化対策の実施状況及びその評価について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 市は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策
- (2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策
- (3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策

(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化（一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。）を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策
- (2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策
- (3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策
- (4) 環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。）を事業者にも普及させるための施策

(移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減)

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策
- (2) 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- (3) 電動車等（電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。）にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- (4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策

(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、市民、事業者及び市民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策

(気候変動への適応)

第15条 市は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び市民啓発を図る施策

- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び市民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究  
(広域的な連携)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。  
(財政上の措置)

第17条 市は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(この条例の見直し)

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

~~~~~  
適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第60号

適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例

適正な土地利用の調整に関する条例(平成17年横須賀市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「から第53条まで」を「、第46条、第47条から第51条まで、第52条及び第53条」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

(承認された土地利用行為の遵守)

第51条の2 土地利用行為(第2条第1号アに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)に係る建築物に関する工事の請負契約の注文者(請負契約によらないで自ら当該工事をする者を含む。)及び当該請負契約の請負人は、第46条第1項の承認を受けた土地利用行為の内容に従い、当該工事を行わなければならない。

2 前項の規定は、当該土地利用行為に関する工事に係る都市計画法第36条第3項の規定による公告があった後の土地利用行為についても適用する。ただし、当該公告があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りでない。

第52条中「前条第2項」を「第51条第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている土地利用行為については、改正後の適正な土地利用の調整に関する条例の規定は、適用しない。

~~~~~  
開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第61号

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例

開発許可等の基準及び手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第4条第12項に規定する土地の区画形質の変更は、次に掲げる行為とする。

第2条第1号中「の敷地、特定工作物」を「(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をい

う。以下同じ。)の敷地、特定工作物(法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。以下同じ。)」に改める。

第2条の2第1項中「建築物の建築」の次に「(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)」を加える。

第3条中「行う開発行為」の次に「(法第29条第1項の許可を要する開発行為をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

**規 則**

横須賀市規則第106号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を削る。

第3条中「条例第33条、第41条、第62条、第94条及び第104条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2及び第84条の3」に改め、同条を第1条とする。

第4条を削る。

第5条各号列記以外の部分中「第45条第3項」を「第8条第2項」に改め、同条を第2条とする。

第6条から第8条までを削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第107号

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年横須賀市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第2項及び第3項」を「第5条第2項及び第4項」に、「から第4項まで」を「、第4項及び第5項」に、「第3項に」を「第4項に」に、「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第60号)第66条第15項」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第15項」に改める。

第3条中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に、「児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例第27条第6項」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

~~~~~  
横須賀市規則第108号

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則

都市計画法等施行取扱規則(平成13年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条の13第2号中「境界線」の次に「(新道路の終端部の境界線を除く。)」を加え、同条第3号イ中「第43条第1項ただし書により」を「第43条第2項第1号の規定による認可又は同項第2号の規定による」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 新道路の終端部からの水平距離が4メートルを超える部分の土地

第2条の13第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、敷地の形状、土地利用計画その他の特別の事情により、市長がやむを得ないと認めた土地

第2条の14第5号中「受けた者」の次に「(当該行為を設計した者又は施行した者(以下この号において「設計者等」という。)を含む。以下この号において「行為者」という。)」を加え、同号ア中「双方」を「行為者の双方」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、行為者(設計者等を除く。)の双方が1親等の血族である場合は、この限りでない。

第2条の14第5号イ中「一方」及び「他方」の次に「行為者」を加え、同号ウ中「一方」の次に「の行為者」を加え、「若しくは1親等の血族」を削り、「他方」の次に「の行為者」を加え、同号に次のように加える。

エ 一方の行為者(設計者等を除く。)の法人の代表者又は役員が1親等の血族が他方の行為者(設計者等を除く。)の法人の代表者又は役員であること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

### 横須賀市告示第182号

令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第7号)、同特別会計公債管理費補正予算(第1号)及び同病院事業会計補正予算(第1号)は、9月15日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年9月21日

横須賀市長 上 地 克 明

### 令和3年度横須賀市一般会計補正予算(第7号)

令和3年度横須賀市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,149,299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,056,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 歳 入

| 款        | 項        | 補正前の額       | 補正額       | 計           |
|----------|----------|-------------|-----------|-------------|
|          |          | 千円          | 千円        | 千円          |
| 16 国庫支出金 |          | 30,833,458  | 188,997   | 31,022,455  |
|          | 2 国庫補助金  | 10,889,889  | 188,997   | 11,078,886  |
| 17 県支出金  |          | 9,953,924   | 226,940   | 10,180,864  |
|          | 2 県補助金   | 2,763,766   | 226,940   | 2,990,706   |
| 18 財産収入  |          | 273,950     | 140,751   | 414,701     |
|          | 2 財産売却収入 | 94,190      | 140,751   | 234,941     |
| 19 寄附金   |          | 156,637     | 150,000   | 306,637     |
|          | 1 寄附金    | 156,637     | 150,000   | 306,637     |
| 20 繰入金   |          | 5,371,493   | 18,093    | 5,389,586   |
|          | 1 基金繰入金  | 5,368,369   | 18,093    | 5,386,462   |
| 21 繰越金   |          | 308,220     | 283,589   | 591,809     |
|          | 1 繰越金    | 308,220     | 283,589   | 591,809     |
| 22 諸収入   |          | 7,024,699   | 103,429   | 7,128,128   |
|          | 5 雑収入    | 4,272,411   | 103,429   | 4,375,840   |
| 23 市債    |          | 24,403,500  | 37,500    | 24,441,000  |
|          | 1 市債     | 24,403,500  | 37,500    | 24,441,000  |
| 歳入合計     |          | 161,907,500 | 1,149,299 | 163,056,799 |

##### 歳 出

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------|---------|------------|---------|------------|
|       |         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費 |         | 15,588,450 | 264,370 | 15,852,820 |
|       | 1 総務管理費 | 12,674,645 | 264,370 | 12,939,015 |

|               |                 |             |           |             |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| 3 民 生 費       |                 | 64,456,415  | 127,175   | 64,583,590  |
|               | 1 社 会 福 祉 費     | 30,479,164  | 42,326    | 30,521,490  |
|               | 2 児 童 福 祉 費     | 24,356,582  | 82,686    | 24,439,268  |
|               | 3 生 活 保 護 費     | 9,619,363   | 2,163     | 9,621,526   |
| 4 衛 生 費       |                 | 10,483,950  | 420,974   | 10,904,924  |
|               | 1 保 健 衛 生 費     | 10,483,950  | 420,974   | 10,904,924  |
| 5 環 境 費       |                 | 6,964,450   | 390       | 6,964,840   |
|               | 1 環 境 費         | 6,964,450   | 390       | 6,964,840   |
| 7 農 林 水 産 業 費 |                 | 872,785     | 105,564   | 978,349     |
|               | 2 水 産 業 費       | 733,000     | 105,564   | 838,564     |
| 8 商 工 費       |                 | 3,662,330   | 13,038    | 3,675,368   |
|               | 1 商 工 費         | 3,662,330   | 13,038    | 3,675,368   |
| 9 土 木 費       |                 | 19,583,007  | 160,553   | 19,743,560  |
|               | 2 道 路 橋 り ょ う 費 | 3,691,325   | 11,219    | 3,702,544   |
|               | 4 港 湾 費         | 2,110,470   | 43,445    | 2,153,915   |
|               | 5 都 市 計 画 費     | 10,165,260  | 105,889   | 10,271,149  |
| 10 消 防 費      |                 | 6,117,173   | 8,100     | 6,125,273   |
|               | 1 消 防 費         | 6,117,173   | 8,100     | 6,125,273   |
| 11 教 育 費      |                 | 16,402,912  | 15,396    | 16,418,308  |
|               | 1 教 育 総 務 費     | 3,441,684   | 3,700     | 3,445,384   |
|               | 8 社 会 教 育 費     | 2,010,929   | 6,996     | 2,017,925   |
|               | 9 保 健 体 育 費     | 1,440,612   | 4,700     | 1,445,312   |
| 13 公 債 費      |                 | 16,313,296  | 33,739    | 16,347,035  |
|               | 1 公 債 費         | 16,313,296  | 33,739    | 16,347,035  |
| 歳 出 合 計       |                 | 161,907,500 | 1,149,299 | 163,056,799 |

第2表 繰越明許費補正  
追加

(単位 千円)

| 款     | 項         | 事 業 名                             | 金 額     |
|-------|-----------|-----------------------------------|---------|
| 土 木 費 | 都 市 計 画 費 | 公 園 新 設 改 良 費<br>(長井海の手公園隣接地活用事業) | 603,709 |

第3表 地方債補正  
変更

(単位 千円)

| 起 債 の 目 的             | 区 分   | 限 度 額   |
|-----------------------|-------|---------|
| 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 | 補 正 前 | 47,400  |
|                       | 補 正 後 | 58,200  |
| 港 湾 施 設 整 備 事 業 費     | 補 正 前 | 567,600 |
|                       | 補 正 後 | 594,300 |

令和3年度横須賀市特別会計公債管理費補正予算(第1号)

令和3年度横須賀市の特別会計公債管理費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,331,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款       | 項               | 補 正 前 の 額  | 補 正 額  | 計          |
|---------|-----------------|------------|--------|------------|
|         |                 | 千円         | 千円     | 千円         |
| 1 繰 入 金 |                 | 16,312,910 | 33,739 | 16,346,649 |
|         | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 16,312,910 | 33,739 | 16,346,649 |
| 歳 入 合 計 |                 | 20,298,000 | 33,739 | 20,331,739 |

歳 出

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|---------|------------|--------|------------|
|         |         | 千円         | 千円     | 千円         |
| 1 公 債 費 |         | 20,298,000 | 33,739 | 20,331,739 |
|         | 1 公 債 費 | 20,298,000 | 33,739 | 20,331,739 |
| 歳 出 合 計 |         | 20,298,000 | 33,739 | 20,331,739 |

令和3年度横須賀市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度横須賀市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度横須賀市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。  
 （既決予定量） （補正予定量） （計）

1 市民病院事業

(4) 主要な建設改良事業

有形固定資産購入 140,771千円 38,042千円 178,813千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

|                | 収 入         | 支 出         |             |
|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 第1款 市民病院事業収益   | 720,000千円   | 1,472,936千円 | 2,192,936千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益  | 298,980千円   | 1,472,936千円 | 1,771,916千円 |
| 第2款 うわまち病院事業収益 | 660,000千円   | 1,300,386千円 | 1,960,386千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益  | 381,490千円   | 1,300,386千円 | 1,681,876千円 |
| 合 計            | 1,380,000千円 | 2,773,322千円 | 4,153,322千円 |
|                | 支 出         |             |             |
| 第1款 市民病院事業費用   | 769,000千円   | 1,472,936千円 | 2,241,936千円 |
| 第1項 医 業 費 用    | 749,315千円   | 1,472,936千円 | 2,222,251千円 |
| 第2款 うわまち病院事業費用 | 660,000千円   | 1,300,386千円 | 1,960,386千円 |
| 第1項 医 業 費 用    | 631,323千円   | 1,300,386千円 | 1,931,709千円 |
| 合 計            | 1,429,000千円 | 2,773,322千円 | 4,202,322千円 |

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

|               | 収 入         | 支 出      |             |
|---------------|-------------|----------|-------------|
| 第1款 市民病院資本的収入 | 122,800千円   | 38,042千円 | 160,842千円   |
| 第2項 補 助 金     | 0千円         | 38,042千円 | 38,042千円    |
| 合 計           | 308,300千円   | 38,042千円 | 346,342千円   |
|               | 支 出         |          |             |
| 第1款 市民病院資本的支出 | 546,000千円   | 38,042千円 | 584,042千円   |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 248,893千円   | 38,042千円 | 286,935千円   |
| 合 計           | 1,165,000千円 | 38,042千円 | 1,203,042千円 |